

福岡県内水面漁場計画

1 福岡県内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項

① 公示番号 内区第1号

ア 漁場の位置 朝倉市屋永6023-2外

イ 漁場の区域 基点第1号と基点第2号を結ぶ直線と基点第3号と基点第4号を結ぶ直線
の間の黄金川の区域

基点第1号 朝倉市屋永198に接する黄金川の右岸に設置した標識

基点第2号 朝倉市屋永198に接する黄金川の左岸に設置した標識

基点第3号 朝倉市屋永3082-1の黄金川の右岸に設置した標識

基点第4号 朝倉市屋永3082-1の黄金川の左岸に設置した標識

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（すいぜんじのり養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件 なし

② 公示番号 内区第2号

ア 漁場の位置 朝倉市屋永6023-4外

イ 漁場の区域 基点第5号と基点第6号を結ぶ直線と小机橋（朝倉市屋永2716-1及
び朝倉市屋永3542-1）の下流端の線との間の黄金川の区域

基点第5号 朝倉市屋永267-3に接する黄金川の右岸に設置した標識

基点第6号 朝倉市屋永267-3に接する黄金川の左岸に設置した標識

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（すいぜんじのり養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件 なし

③ 公示番号 内区第3号

ア 漁場の位置 筑紫野市天拝坂6丁目2-1

イ 漁場の区域 水石谷池の全水域

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第二種区画漁業（こい・ふな養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件 なし

④ 公示番号 内区第4号

ア 漁場の位置 筑紫野市天拝坂1丁目5-1
イ 漁場の区域 狐谷池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（こい・ふな養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑤ 公示番号 内区第5号

ア 漁場の位置 筑紫野市塔原西2丁目555-1外
イ 漁場の区域 原口池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（こい・ふな養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑥ 公示番号 内区第6号

ア 漁場の位置 筑紫野市塔原西1丁目957-2
イ 漁場の区域 脇田池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（こい・ふな養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑦ 公示番号 内区第7号

ア 漁場の位置 宗像市村山田1400-1
イ 漁場の区域 青木原池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑧ 公示番号 内区第8号

ア 漁場の位置 宗像市日の里5丁目2-4
イ 漁場の区域 蓮池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑨ 公示番号 内区第9号

ア 漁場の位置 古賀市薦野197
イ 漁場の区域 鍋谷池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑩ 公示番号 内区第10号

ア 漁場の位置 古賀市薦野282
イ 漁場の区域 小野池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑪ 公示番号 内区第11号

ア 漁場の位置 古賀市薦野345外
イ 漁場の区域 山ノ神池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑫ 公示番号 内区第12号

ア 漁場の位置 糸島市大字井原2250
イ 漁場の区域 整理池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（こい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑬ 公示番号 内区第13号

- ア 漁場の位置 糸島市大字山北415
- イ 漁場の区域 新池の全水域
- ウ 漁業の種類及び漁業時期
 - 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 - 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 なし

⑭ 公示番号 内区第14号

- ア 漁場の位置 糸島市大字山北289
- イ 漁場の区域 山北池の全水域
- ウ 漁業の種類及び漁業時期
 - 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 - 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 なし

⑮ 公示番号 内区第15号

- ア 漁場の位置 糸島市大字山北259-1
- イ 漁場の区域 井田池の全水域
- ウ 漁業の種類及び漁業時期
 - 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 - 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 なし

⑯ 公示番号 内区第16号

- ア 漁場の位置 福津市本木866-1
- イ 漁場の区域 一築区池の全水域
- ウ 漁業の種類及び漁業時期
 - 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 - 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
- オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 条件 なし

⑰ 公示番号 内区第17号

- ア 漁場の位置 福津市本木5-1
- イ 漁場の区域 小越池の全水域
- ウ 漁業の種類及び漁業時期
 - 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 - 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑱ 公示番号 内区第18号

ア 漁場の位置 福津市本木71-1
イ 漁場の区域 金江池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑲ 公示番号 内区第19号

ア 漁場の位置 宮若市山口4623-1
イ 漁場の区域 鳴水池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

⑳ 公示番号 内区第20号

ア 漁場の位置 田川郡福智町伊方484-1
イ 漁場の区域 大原溜池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

㉑ 公示番号 内区第21号

ア 漁場の位置 田川郡福智町伊方476
イ 漁場の区域 朝倉溜池の全水域
ウ 漁業の種類及び漁業時期
 漁業の種類 第二種区画漁業（にしきごい養殖業）
 漁業時期 1月1日から12月31日まで
エ 存続期間 令和5年1月1日から令和9年12月31日まで
オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
カ 条件 なし

- 2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項
 - （1）内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別添1のとおり
 - （2）漁場図 別添2のとおり

- 3 免許予定日
 - （1）内区第1号から内区第21号まで 令和5年1月1日

- 4 3に係る申請期間 令和4年9月1日から同年9月30日まで

- 5 類似漁業権以外の漁業権 内区第18号